

## 安全データシート



## 1. 化学品及び会社情報

法人名 : 国立研究開発法人産業技術総合研究所  
住所 : 東京都千代田区霞が関 1-3-1  
担当部門 : 計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準物質認証管理室  
担当者 : 認証標準物質担当  
電話番号 : 029-861-4059 ファックス番号 : 029-861-4009  
緊急連絡電話番号 : 同上  
作成日 : 2009年8月18日  
改正日 : 2020年1月31日  
整理番号 : 4216001

化学品の名称(製品名) : 標準物質 NMIJ RM 4216-a トルエン(燃料中硫黄分分析用-ブランク)  
Sulfur in Toluene (blank)

推奨用途及び使用上の制限 : 本標準物質は、液体燃料中に含まれる硫黄分分析におけるゼロ点校正に用いることができる。  
試験・研究用以外には使用しないこと。  
本標準物質は、標準物質（日本産業規格（JIS）Q0030に定められるもの）である。

## 2. 危険有害性の要約

G H S 分類 :

引火性液体	: 区分 2
急性毒性 (経口)	: 区分 5
急性毒性 (吸入)	: 区分 4
皮膚腐食性／刺激性	: 区分 2
目に対する重篤な損傷性／目刺激性	: 区分 2B
生殖毒性	: 区分 1A
特定標的臓器／全身毒性 (単回暴露)	: 区分 1 (中枢神経系) 区分 3 (麻酔作用) 区分 3 (気道刺激性)
特定標的臓器／全身毒性 (反復暴露)	: 区分 1 (中枢神経系) 区分 1 (肝臓) 区分 1 (腎臓)
吸引性呼吸器有害性	: 区分 1
水生環境有毒性 (急性)	: 区分 2

G H S ラベル要素 :



注意喚起語 :

危険

危険有害性情報 :

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激  
目刺激  
飲み込むと有害のおそれ  
吸入すると有害  
生殖能または胎児への悪影響のおそれ  
臓器の障害(中枢神経系)  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
長期又は反復暴露による臓器の障害(中枢神経系、腎臓、肝臓)  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
水生生物に毒性

その他の有害性情報 :

蒸気を吸入すると重篤な中毒を起こすおそれ

注意書き :

[安全対策]

保護眼鏡／保護面／保護手袋を着用すること。  
環境への放出を避けること。  
使用前に認証書を入手し、すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
熱／火花／裸火／高温のものから遠ざけること。禁煙。  
ミスト／蒸気の吸入を避けること。  
火災の場合には、消火に適当な消火手段を用いること。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

[応急措置]

眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
飲み込んだ場合 : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。口をすすぐ。  
吐かせない。  
吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
皮膚にかかった場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断を受けること。  
暴露または暴露の懸念がある場合 : 医師の診断／手当を受けること。

[保管]

遮光し、室温で清浄な場所に保存すること。  
施錠して保管すること。

[廃棄]

内容物/容器を適切な焼却炉で焼却するか都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

上記で記載が無い危険有害性は分類対象外または分類できない。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の區別	: 単一製品
化学名又は一般名	: トルエン（極微量の硫黄（S）を含む。）
化学特性	: C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>
分子量	: 92.14
CAS 番号	: 108-88-3
含有量	: 99 %以上
官報公示整理番号(化審法)	: 3-2
官報公示整理番号(安衛法)	: 公表

### 4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努める。医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。汚染された衣服や靴等は脱がせ、医師の診断を受ける。
眼に入った場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	: 水でよく口の中を洗浄する。吐かせない。医師の診断を受ける。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	: めまい、頭痛、吐き気、二日酔い、はなはだしい場合は死亡することがある。
応急処置をする者の保護	: 個人用保護具を着用すること。

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 粉末、泡、炭酸ガス、乾燥砂、水噴霧。
使ってはならない消火剤	: 棒状注水。
火災時の特有危険有害性	: 火災時に一酸化炭素などの有害なガスが発生することがある。
特有の消火方法	: 火元の燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。
消防を行う者の保護	: 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。空気呼吸器等の保護具を使用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
保護具及び緊急時措置	: 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入したりしないようにする。
環境に対する注意事項	: 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
回収、中和	: 火気厳禁。漏出した液は、ウエス、雑巾または土砂等に吸着させて空

- 容器に回収し、完全に拭き取り、密閉式空容器に回収する。
- 二次災害の防止策 : 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。風上から作業して、風下の人を退避させる。
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 火気厳禁とし、高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避け  
る。
- 局所排気・全体換気 : 適切な保護具を着用する。  
屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。
- 安全取扱注意事項 : 容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いを  
しない。  
漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに蒸気を発生させな  
い。  
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。  
指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。  
取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。  
吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れたりしないように、適切な  
保護具を着用する。

### 保管

- 適切な保管条件 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて接地  
する。  
遮光し、室温で清浄な場所に保存すること。火気厳禁。  
強酸化性物質、火源の近くに保管しない。  
施錠して保管すること。
- 安全な容器包装材料 : ガラス

※標準物質としての適切な保管条件、使用に関する注意事項については分析報告書を参照のこと。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 管理濃度

作業環境評価基準 : 50 ppm

### 許容濃度

- ACGIH TLV-TWA : 50 ppm
- 日本産業衛生学会勧告値 : 50 ppm, 188 mg/m<sup>3</sup>; 経皮吸收
- OSHA PEL TWA : 200 ppm; CL 300; Pk 500/10M

### 設備対策

- 換気・排気 : 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、そ  
の位置を明瞭に表示する。  
局所排気装置又は全体換気装置。
- 安全管理・ガスの検知 : 検知器
- 貯蔵上の注意 : 床面に沿って換気。

### 保護具

---

呼吸器の保護具	: 有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器。
手の保護具	: 保護手袋。
目の保護具	: 保護眼鏡。
皮膚及び身体の保護具	: 保護衣。
衛生対策	: マスク等の吸着剤の交換は定期または使用の都度行う。ゴム等を侵すので点検時注意する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: 特異臭
pH	: データなし
融点	: -95 °C
沸点	: 110.6 °C
引火点	: 4 °C
爆発範囲	: 1.2~7.1 vol% (空気中)
蒸気圧	: 49 hPa (30 °C)
相対蒸気密度 (空気 = 1)	: データなし
比重又は嵩比重	: 0.867 (20 °C)
溶解度	: 水に不溶 (0.05g/100 ml 水, 25°C)、エタノール、エーテルに混和
n-オクタノール／水分配係数 (log Po/w)	: 2.69
自然発火温度	: 480 °C
分解温度	: データなし
燃焼性	: データなし
蒸気比重	: 3.1 (空気=1)

---

## 10. 安定性及び反応性

### ◇安定性

- ・通常条件で安定である。

### ◇反応性

- ・酸化剤と接触すると発熱し発火することがある。

### ◇危険有害反応性

- ・データなし

### ◇避けるべき条件

- ・日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源。

### ◇混触危険物質

- ・データなし

### ◇危険有害な分解生成物

- ・一酸化炭素。

---

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口 ラット LD50: 636 mg/kg (RTECS) 吸入 ラット LC50: 49 mg/m <sup>3</sup> /4H (RTECS) 皮膚 ウサギ LC50: 14100 uL/kg (RTECS)
皮膚腐食性／刺激性	皮膚刺激-ウサギ 20 mg/24H 中程度
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	眼刺激-ウサギ 2 mg/24 時間 重度
生殖細胞変異原性	染色体異常試験：吸入-ラット 5400 μg/m <sup>3</sup> /16週 - 間欠的投与。
生殖毒性	ヒト疫学研究でトルエン暴露による自然流産の増加、妊婦のトルエン乱用による新生児の発育異常・奇形、トルエン暴露による血漿中の黄体形成ホルモン、テストステロン濃度の減少が示唆されている (IRIS Toxiological review(2005)、EU-RAR No. 30(2003)、IARC 71 (1999)、IARC 47 (1989)、EHC 52 (1986)、ATSDR (2000) )。
特定標的臓器／全身毒性 (単回暴露)	トルエンは、人に対して主に吸入によって速やかに吸収され中枢神経系に作用し、50-100 ppm で疲労感、眠気、めまい、軽度の呼吸器系への刺激をもたらす。200-400 ppm では興奮状態となり、錯覚や吐き気を伴う。500-800 ppm になると中枢神経系の抑制が現れ、酩酊、精神錯乱、歩行異常などがみられた。(CERI ハザードデータ集 96-4 (1997))、眼、鼻、喉に対する刺激がある (EU-RAR No. 30 (2003))、実験動物に対して麻酔作用がある (EU-RAR No. 30 (2003)) 等の記述がある。
特定標的臓器／全身毒性 (反復暴露)	トルエンは、薬物依存性があり、嗜好的吸入により視野狭窄または眼振や難聴を伴う頭痛、振戦、運動失調、記憶喪失といった慢性的中枢神経障害が報告されている。CT 検査により脳萎縮が観察され、血尿やタンパク尿など腎機能障害も報告されている。(CERI ハザードデータ集 96-4 (1997))、SGOT の上昇、肝細胞の脂肪変性やリンパ球浸潤を伴う肝毒性 (EU-RAR No. 30 (2003)) 等の記述がある。
吸引性呼吸器有毒性	炭化水素であり、動粘性率は 0.65 mm <sup>2</sup> /s (25°C) (計算値)に基づいた。

---

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

- ・甲殻類 (ブラウンシュリンプ) EC50=3.5 mg/L/96hr (EU-RAR, 2003)。

### 分解性・濃縮性

- ・分解度；112～120% by BOD

### 生体蓄積性

- ・データなし

### 土壤中への移動性

- ・データなし

### オゾン層への有害性

- ・データなし

---

## 13. 廃棄上の注意

- ・関連法規および地方自治体の条例に従って廃棄すること。
- ・空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去してから処分する。

#### 14. 輸送上の注意

国連番号	: 1294
国連分類	: クラス 3 (引火性液体)
品名	: トルエン
容器等級	: PG II
ICAO/IATA	: クラス3 等級 II
海洋汚染物質	: 該当
注意事項	: 直射日光を避け、落下、転倒等による漏洩及び火気に十分注意し、慎重に運搬する。

#### 15. 適用法令

##### ◇消防法

- ・危険物第4類 第1石油類（非水溶性）危険等級2

##### ◇毒物及び劇物取締法

- ・劇物 包装等級3

##### ◇労働安全衛生法

- ・名称等を通知すべき有害物 No. 407、名称等を表示すべき有害物、引火性の物  
有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤

##### ◇船舶安全法

- ・引火性液体

##### ◇海洋汚染防止法

- ・施行令別表第1 有害液体物質 Y類物質

##### ◇悪臭防止法

- ・施行令第一条（特定悪臭物質）

##### ◇麻薬向精神薬取締法

- ・麻薬向精神薬原料

##### ◇輸出貿易管理令

- ・別表第2 No. 21-3 輸出承認品目

##### ◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- ・特定第一種指定化学物質 No. 227（新PRTR法では第一種No. 300 施行日 H21. 10. 1）

#### 16. その他の情報

##### その他

記載内容は現時点での入手できる資料、データに基づいて作成しており、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

記載内容は情報提供を目的としており、取扱い上のいかなる保証をなすものではありません。